生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令

生駒市消防文書規程(昭和44年5月生駒市消防本部訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第5号中「保存種別(年限」を「保存期間(期間」に改める。

第25条を次のように改める。

(文書の保存期間)

第25条 完結した文書の保存期間の種別は、次のとおりとする。

- (1) 20年保存
- (2) 10年保存
- (3) 5年保存
- (4) 3年保存
- (5) 1年保存
- 2 生駒市文書取扱規程(平成9年12月生駒市訓令甲第9号)別表の規定は、 文書の保存期間について準用する。
- 3 文書の保存期間は、文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の初日から 起算するものとする。

第26条第1項中「保存期限」を「保存期間」に改める。

第27条中「保存年限」を「保存期間」に、「更に期限を定めて保存する」を 「保存期間を延長する」に改める。

別表を削る。

様式第8号を次のように改める。

## 様式第8号(第11条関係)

## 起案用紙

保存期間	20年	10年	5年	3年		1年	常用		
文書分類	大分類	中分類	į	小分類		フォルダー	-名称		
年	月 日起	2案	年	月	日決裁		年	月	日施行
市長・専決権者	副市長	消防長	本部次長	・次長	(署	長・課長級	課長補佐	:級)	
合議			1		係長	・主査			
						起案者 課(署) 氏名			係
あて先					課員	(署員)			
発信者名 市長 消防本部	消防長 消防署	署長課	課長						
施行・取扱上の注	È意				公印	使用欄			部
					検[	印者 ————————————————————————————————————	年	月	日
件名									
このことについ	IT,								

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。